

第 19 号議案

東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月22日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例（平成27年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「介護保険法施行規則」を「介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則」に、「者であつて、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに当該主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を「もの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（平成28年条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。